

安芸市ごみ減量化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則(昭和30年規則第11号)の規定に基づき、安芸市ごみ減量化促進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市は、生活環境の創造を図るため、ごみの減量化を目的に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象は、家庭の生ごみ进行处理するためのものであって、次の各号に掲げる器具を購入する費用とする。

- (1) 生ごみ処理容器 微生物による発酵、分解を利用して生ごみを堆肥化する容器(コンポスト型)をいう。
- (2) 電気式生ごみ処理機 電力を用いて加熱乾燥、かくはん等を行うことにより、生ごみを減量化する機器をいう。(ディスポージャー型を除く。)

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有し、居住しているもの。
 - (2) 本市に生ごみ処理機を設置し、適正に維持管理ができるもの。
 - (3) 市税及び国民健康保険税の滞納がないもの。
 - (4) 過去5年以内に当該補助金交付を受けていない世帯のもの。
- 2 前項の補助金の交付対象となる数量は、生ごみ処理容器は1世帯当たり2基、電気式生ごみ処理機は1世帯あたり1基を限度とする。ただし、台所を別にしているなどその世帯が明らかに2世帯と認められるときは、この限りでない。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、安芸市暴力団排除条例(平成23年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団に該当するものは、補助の対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助対象とする生ごみ処理容器の補助金額は、購入金額の3分の2以内で、上限を8千円とし、補助対象とする電気式生ごみ処理機の補助金額は、購入金額の2分の1以内で、上限を4万円とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切りすてるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理機を購入後3ヶ月以内に安芸市ごみ減量化促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(購入者名、購入機器名、金額、購入年月日及び購入店舗がわかるもの)
- (2) 購入機器の保証書(電気式生ごみ処理機のみ)
- (3) 購入機器のカタログ(電気式生ごみ処理機のみ)

2 2世帯住宅で2基目を申請する場合は、前項に定めるもののほか、2世帯住宅申告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第7条 市長は、前条の申請に係る補助対象事業が適正であるか審査し、申請者に補助金交付の可否を安芸市ごみ減量化促進事業費補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(補助金請求及び支払)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、安芸市ごみ減量化促進事業費補助金交付請求書(様式第4号)による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月28日要綱第6号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。